

須頃郷第1号公園整備・管理運営事業者募集事業への質問に対する回答一覧

No.	質問箇所	質問内容	回答
1	公募設置等指針 用語の定義 「P-PFI」イメージ図	新制度の公的資金を投入する特定公園施設とは、具体的に何を示すのか。 その際、その公的資金でトイレの設置も可能か。	イメージ図として使用したものは、国土交通省「都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン」からの抜粋したもので、一般的なイメージ図となります。 本事業では、公募設置等指針3ページの表-1に示すとおり、特定公園施設の整備は全て認定計画提出者の費用負担となりますので、公的資金の投入はございません。したがって、トイレについても認定計画提出者の費用で整備していただきます。
2	公募設置等指針3ページ 表-1【認定計画提出者が行う内容、費用負担及び役割分担表】	公募対象公園施設について、飲食店等の便益施設における公園使用料の算定は、施設の敷地面積とするのか、アクセスなどその施設の周りも含めて算定するのか。	公募対象公園施設の使用料の対象範囲は、施設の敷地面積に加えて、その施設の利用者に用途が限定されるスペースを含みます。例えば、カフェ等を設置した際のオープンテラス、施設の荷捌きスペース、ごみ収集スペースなどが該当します。 また、アクセス路については、特定公園施設の園路であれば、使用料の対象外となります。
3	公募設置等指針2ページ 本事業に関する基本コンセプト	当該公園を広域交流拠点として位置付けていますが、以下の理由に於いて理解できない点があることからお聞かせください。 ①公園の規模からすれば、都市公園の種別では、住区基幹公園の近隣公園程度であること。 ②当該地の区画整理事業では公園を10箇所程度確保されているが、両市に跨る箇所や変形な土地で利用が難しい箇所が多く、特に須頃郷第1号公園は、上越新幹線と弥彦線、更に国道289号(中央分離帯)に囲まれアクセスが限定されたリスクが伴う公園であること。	本事業箇所周辺は、上越新幹線燕三条駅及び北陸自動車道三条燕インターチェンジ、国道8号などがあり、広域的な交通結節点となっていることから、「広域交流拠点」を基本コンセプトに掲げています。 ①公園の面積は約1.6ヘクタールとなっており、都市公園の種別としては近隣公園となります。 ②本公園へのアクセス経路については、公募設置等指針の添付資料図5-1及び図5-2に示すとおりであり、アクセスが限定されるとは考えておりません。
4	公募設置等指針7ページ 特定公園施設の建設に関する事項	「公募対象公園施設に、特定公園施設の利用者が常時(24時間)使用可能なトイレを設置した場合は、省略することができます」と記載されていますが、24時間使用可能なトイレとは具体的にどのような例を指しているのかお聞かせください。	公募対象公園施設と一体で整備されたトイレで、公募対象公園施設の利用者のほか、特定公園施設利用者も24時間利用できるよう配慮されたトイレになります。例えば、高速道路のサービスエリアのトイレのように、収益施設の利用者以外にも24時間利用可能なトイレなどです。